

**岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業
特定事業の選定**

令和7年3月31日

岩手沿岸南部広域環境組合

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の名称、種類	1
(3) 事業の対象となる公共施設等の管理者	1
(4) 事業目的	1
(5) 本施設の概要	2
(6) 事業内容	2
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	4
(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価	4
(3) D B O方式で実施することの定性的評価	6
(4) 総合評価	6

※ 定量的評価とは ・・・ 数値化可能な指標を用いて客観的に評価する方法を指します。

本事業においては、民間事業者のノウハウを用いて、廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事及び施設の運営・維持管理を組合独自で行うよりもコストが縮減され、財政負担が一定程度軽減されることを意味します。

※ 定性的評価とは ・・・ 数値化できない事象や性質に対して評価を行う方法を指します。

本事業においては、民間事業者のノウハウを用いて、廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事及び施設の運営・維持管理を組合独自で行うよりも、住民サービスの質の向上や安全で安定した操業のほか、廃棄物処理を取り巻く人材の育成や継続雇用など、公共サービスの水準が向上することを意味します。

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称、種類

名 称 岩手沿岸南部クリーンセンター

種 類 一般廃棄物処理施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の管理者

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者 釜石市長 小野 共

(4) 事業目的

組合は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町の3市2町で構成し、D B O方式において当該地域から発生するごみの受入れ及び中間処理を共同で行っている。

組合が運営する「岩手沿岸南部クリーンセンター」は、平成23年4月に本施設が稼働してから13年が経過しており、各施設の老朽化が進行していることにより、今後も本施設において一般廃棄物の適切な処理を継続するためには、本工事を実施し、より一層の運営の効率化とストックマネジメントを計画的に実施していく必要がある。

このような状況を踏まえ、組合では、本施設の長期的な使用を図るための適切な維持保全や延命化工事等による計画的かつ効果的・効率的な維持・整備が必要と判断したところである。

本事業では、民間事業者の創意工夫をもって、本施設の基幹的設備改良工事及び運営を行い、脱炭素社会に向けたCO₂排出削減など環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現するとともに、組合における一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を実現することを目的とする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	内容
施設名称	岩手沿岸南部クリーンセンター
施設所管	岩手沿岸南部広域環境組合
所在地	岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3
面積	敷地面積：21,151.7 m ²
焼却対象物	可燃ごみ、粗大ごみ、破碎残さ
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉方式
処理能力	ごみ処理施設：147t/24h (73.5t/24h・炉×2基) 破碎処理施設：10.5t/5h
建設年月	着工：平成20年8月、竣工：平成23年3月 稼動開始：平成23年4月
工場棟	受入・供給設備 ピット・アンド・クレーン方式 副資材供給設備 ホッパ方式 溶融物設備 充填層式型シャフト炉 燃焼設備 施回燃焼方式 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 ろ過式集じん式（尿素・消石灰・活性炭吹込） 給水設備 上水利用 排水処理設備 ・生活排水 下水道放流 ・有機系排水 簡易ろ過後、燃焼室噴霧 ・無機系排水 簡易ろ過後、減温塔噴霧水利用 余熱利用設備 蒸気タービン発電 通風設備 平衡通風方式 溶融物処理設備 水冷方式 飛灰処理設備 薬剤処理・ホッパ方式
その他	計量棟、洗車場、車庫棟、スラグストックヤード、メタルストックヤード、安定化灰ストックヤード、管理棟（組合事務室、研修室、打合せ室、浴室、浴室受付スペース等）、駐車場、緑地等

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業における本工事及び運営・維持管理業務は、D B O (Design Build Operate) 方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、15年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

② 事業期間

1) 設計・建設業務期間

令和8年4月から令和12年3月まで

2) 運営・維持管理業務期間

令和8年4月から令和23年3月まで（15年間）

③ 対象となる業務範囲

本事業における民間事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計に関する業務

- (ア) 本施設の設計
 - (イ) 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
 - (ウ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
 - (エ) 設計に係る許認可申請等
 - (オ) その他これらを実施するうえで必要な業務

2) 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の基幹的設備改良工事
 - (イ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
 - (ウ) 完了実績報告、事業報告の支援
 - (エ) 本工事に係る許認可申請等
 - (オ) 事業者が実施する業務に関連する近隣対応
 - (カ) その他これらを行ううえで必要な業務

3) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 受付計量業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務
- (エ) 情報管理業務
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 防災等管理業務
- (キ) その他関連業務
- (ク) その他これらを行ううえで必要な業務

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じ、DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定は、次の項目を評価し、その内容について総合的評価を行う。

- ・組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO 方式で実施することの定性的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価

① 財政負担見込額算定の前提条件

組合が本事業を自ら実施する場合及びDBO 方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表 1 事業費の算定条件

項目	組合が直接 実施する場合	DBO 方式で 実施する場合	算出根拠
① 設計・建設業務 に係る費用	・設計・建設費	同左	・それぞれの方式での事業者見積等をもとに設定
② 運営・維持管理 業務に係る費用	・施設運営費 ・人件費	同左	
③ 資金調達に係る 費用	・交付金 ・地方債 ・一般財源	同左	・交付金は二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用すると設定 ・地方債の充当率は、交付金対象事業費を対象に 90%、交付金対象外事業費を対象に 75% と設定し、償還期間は 15 年（据置 1~3 年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定
④ 支援業務に係る 費用	・事業者募集業務費 ・設計・施工監理 業務費	・事業者募集業務費 ・設計・施工監理 業務費 ・運営モニタリング 業務費	・契約額やコンサルタント見積等をもとに設定
⑤ その他経費	・なし	・保険料 ・SPC 設立費 ・各種税金等	・事業者見積等をもとに設定
⑥ 利用者収入	・利用者収入（ごみ手数料等）は、算定の範囲に含めない。		

※組合が自ら実施する場合の運営・維持管理業務は単年度委託とする。

表2 VFM(※1)検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率(※2)	0.733%	長期国債新発債流通利回(10年債)の利回りの過去20年間平均値とする。
②物価上昇率	—	物価変動は、リスク調整値として取扱うため物価上昇を考慮しない。
③リスク調整値 (※3)	—	公表に際し、十分なデータが収集できないことから、民間事業者に移転するリスクは定性的評価とする。

※1 VFM : Value for Money の略。組合が直接実施する場合とD B O方式で実施する場合の財政負担額の差額。

※2 割引率：将来の価値を現在の価値に換算する現在価値換算を行う際の利率（算出根拠は表3参照）。

※3 リスク調整値：D B O方式により組合から民間事業者に移転するリスクが、顕在化した場合にかかる費用を、組合が直接実施する場合のリスクに対応する費用として定量化した値。

表3 割引率の設定

年度	国債新発債流通利回(10年)	平均
2003年度	1.360%	
2004年度	1.430%	
2005年度	1.470%	
2006年度	1.675%	
2007年度	1.500%	
2008年度	1.165%	
2009年度	1.285%	
2010年度	1.120%	
2011年度	0.980%	
2012年度	0.795%	
2013年度	0.740%	
2014年度	0.320%	
2015年度	0.265%	
2016年度	0.040%	
2017年度	0.045%	
2018年度	-0.005%	
2019年度	-0.025%	
2020年度	0.020%	
2021年度	0.070%	
2022年度	0.410%	

0.733%

出典：日本銀行「金融経済統計月報」国債新発債流通利回(10年)

② 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、組合が本事業を直接実施する場合及びD B O方式で実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果、組合の財政負担は、約 6.65%の縮減が見込まれる結果となった。

表4 定量的評価結果

(税込)

項目	値	備考
①組合が直接実施する場合	18,142,200 千円	現在価値換算
②D B O方式で実施する場合	16,935,172 千円	現在価値換算
③V F M (金額)	1,207,028 千円	①-②
④V F M (割合)	約 6.65%	③÷①

(3) D B O方式で実施することの定性的評価

本事業をD B O方式により実施する場合、組合の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

① 長期的な視点に基づく運営維持管理の質の向上

D B O方式で長期的かつ包括的に委託することで、民間事業者が運営期間全体を通じ、ノウハウを持った人材の継続雇用や長期的な視野での業務改善、効率的な調整等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

② リスク分担の明確化による事業の安定性の向上

事業の実施に当たり、事故や金利の変更、物価、天災など、事前に予測できない不確定要素による事業の損失が発生する可能性について、あらかじめ組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより迅速かつ適切な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

③ 民間事業者に移転するリスクの抑制

民間事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制や顕在時における被害額の抑制が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は、D B O方式で実施することにより、約 6.65%の縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等も期待できる。

したがって、本事業をD B O方式で実施することが適當であると認められるため、P F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。